

串間市議会情報セキュリティ基本方針

1 目的

この基本方針は、串間市議会（以下「本市議会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

（１）ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（２）情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

（３）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（４）機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（５）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（６）可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

（１）不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

（２）情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（３）地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 対象範囲

本基本方針は、議員及び事務局職員（以下「議員等」という。）に適用する。ただし、事務局職員が串間市情報セキュリティポリシーの適用される情報資産を取扱う場合に限り、本基本方針の適用範囲外とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 議員等の遵守義務

議員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって本基本方針を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本市議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本市議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、本市議会のネットワーク構成に基づき、情報システム全体に対し、対策を講じる。

(4) 物理的セキュリティ

タブレット端末等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、本基本方針の遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、本基本方針の運用面の対策を講じる。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

(9) 評価・見直し

本基本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

本基本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティ基本方針の見直し

監査及び自己点検の結果並びに環境の変化に応じ、必要に応じて見直しを行う。

附則

この基本方針は、令和8年9月1日から施行する。